

三木町告示第9号

三木町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月22日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱5号

三木町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

三木町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成3年三木町要綱第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「補助金の交付を受けようとする者は、」を「前条第4項の規定による通知を受けた者又は第5条第2項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、」に改め、同条を第5条の3とし、第4条の次に次の2条を加える。

（事前申込み）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ三木町合併処理浄化槽設置整備事業補助金事前申込書（様式第1号の2）を、町長が定める各募集月の募集期間内に町長へ提出しなければならない。

2 当該年度に予定する最終の募集月（以下、「最終月」という。）の募集期間終了後、当該年度の予算額が残る場合、その予算について補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定は適用しない。

（補助予定者の決定）

第5条の2 町長は、前条第1項の規定による事前申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込書を提出した者を当該募集月の募集に係る補助予定者として決定するものとする。

2 前項の場合において、各募集月の募集期間内に申込みのあった補助対象金額の合計額が、当該募集月について定める予算額を超える場合は、抽選の方法により補助予定者を決定するものとし、予算額に満たない場合は、当該申込書を提出した者を補助予定者として決定するものとする。また、各募集月における予算残額は、最終月に繰り越すものとする。

3 最終月について、その前月までに決定した当該年度の交付決定額の合計額と当該募集期間内に申込みのあった補助対象金額の合計が、当該年度の予算額を超える場合は抽選の方法により補助予定者を決定し、予算額に満たない場合は当該申込書を提出した者を補助予定者として決定するものとする。

4 町長は前3項の規定により補助予定者を決定したときは、三木町合併処理浄化槽設置整備事業補助予定者決定通知書（様式第1号の3）により補助予定者に通知するものとする。

別表第2中「300,000円」を「330,000円」に、「120,000円」を「150,000円」に、「90,000円」を「120,000円」に改める。

様式第1号の次に次の2様式を加える。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。